

学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けた緊急提言（案）

学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議

文部科学省において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）の改正等を踏まえ、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等の推進方策等について検討するため、令和2年7月に「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）が設置され、検討を進めてきたところである。

本提言は、学校施設におけるバリアフリー化を一層加速していくために、国等が推進すべき方策について、協力者会議としての緊急提言をまとめたものである。

1. 学校施設におけるバリアフリー化の加速が必要となる背景等

（1）インクルーシブ教育システム¹の構築の視点

- 学校は、子供たちにとって未来の社会に向けた準備段階として学びを深める場であるとともに、現実の社会との関わりの中で、毎日の生活を築き上げていく場でもある。
近年では、障害、性別、国籍、経済上の理由などに関わらず、「共に育つ」ことを基本理念として、物理的・心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境の整備が求められており²、学校においても、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していく必要がある。
- また、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの関連法の整備が進められたことや、「障害者の権利に関する条約」が批准されたことに伴い、国・地方公共団体等や事業者による合理的配慮を提供することや、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくことが求められている。
- さらに、近年、少子化の影響により児童生徒数が減少傾向にある中で、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導を受ける児童生徒の数は増加傾向にあり³、公立小中学校等の約8割に特別支援学級が設置されている。また、たんの吸引や経管栄養等の医療

¹ 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。（障害者の権利に関する条約第24条による）

² 障害者の権利に関する条約、SDGs（持続可能な開発目標、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと）等において、このような考え方が示されている。

³ 公立小中学校等において特別支援学級に在籍する児童生徒数は、平成19年から29年の10年間で約2倍に増加している。また、公立小中学校等において通級による指導を受けている児童生徒数は、平成19年から29年の10年間で2倍以上に増加している（学校基本調査）。

的ケアが日常的に必要な児童生徒が増加⁴しており、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当すると判断される児童生徒が小中学校の特別支援学級や通常の学級など、特別支援学校以外の学校においても在籍するようになってきている⁵。

- 加えて、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止や、合理的配慮の提供の義務について規定されたこと等を踏まえ、障害のある教職員が働きやすい環境整備を進めていく必要がある。

(2) 災害時の避難所等地域コミュニティの拠点の視点

- 学校施設は、公立小中学校等の 9 割以上が災害時の避難所に指定⁶されており、災害時には地域の高齢者や障害者等も含め、不特定多数の方々が利用することが想定されることから、学校施設が避難所としての役割を十分に果たしていくためにも、学校施設のバリアフリー化も含め、避難所としての防災機能を一層強化していくことが必要である。
- とりわけ、近年、気候変動等の影響により、地震のみならず、台風や集中豪雨等の発生など、災害が多様化・頻発化・激甚化しており、予め災害に対する安全性を確保することはもとより、災害時の適切な避難経路を確保し、良好な避難生活を送ることができる学校施設を整備していくことは、災害の多い我が国の将来になくってはならないものである。⁷
- また、障害のある保護者や地域住民等の学校訪問等への配慮はもとより、これからの時代に必要となる資質・能力の育成や、地域とともにある学校づくり等を進めていくため、学校と地域が相互に連携・協働していくことが求められており、学校は、新学習指導要領に盛り込まれた「社会に開かれた教育課程」の実現や、生涯学習・地域コミュニティの拠点としての役割を果たしていく必要がある。

(3) バリアフリー法の改正

- 令和 2 年 5 月、改正バリアフリー法が公布され、一定規模以上の新築等を行う場合にバリアフリー基準適合義務の対象となる施設（特別特定建築物）に公立小中学校等を追

⁴ 公立小中学校等に通う医療的ケアが必要な児童生徒は、平成 27 年から令和元年の 5 年間で約 1.4 倍に増加している（学校における医療的ケアに関する実態調査）。

⁵ 学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当すると判断された者の指定された就学先を調査した結果によると、約 7 割が公立特別支援学校に、約 3 割が公立小学校に就学している。また、公立小学校に就学した当該児童について、約 9 割が特別支援学級に、約 1 割が通常の学級に在籍している（平成 29 年度、文部科学省調査）。

⁶ 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく「避難所」を含む（文部科学省調査、平成 31 年 4 月 1 日現在）。

⁷ 新型コロナウイルス感染症の拡大のおそれがある中での避難所の開設については、これらの他にも感染症対策に万全を期すことが重要であり、内閣府等により十分なスペースの確保や、避難所全体のレイアウト・動線等について助言が行われているところである。

内閣府・防災情報に係る HP：<http://www.bousai.go.jp/>

加するための規定が整備された。今後制定される政令において、公立小中学校等が特別特定建築物に新たに位置付けられる予定であり、施行日以降に新築等される公立小中学校等については、改正後の法令への対応が必要となり、既存の当該建築物についてもバリアフリー基準適合の努力義務が課せられることとなる。

- また、改正法の附帯決議には、設置主体や規模に関わらず、全ての学校施設のバリアフリー整備を推進することや、既存の学校施設であっても、数値目標を示し、バリアフリー化を積極的に進めることが盛り込まれたところであり、改正法の趣旨等を踏まえ、今後、公立小中学校等をはじめとして、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化を一層加速していく必要がある。

2. 学校施設のバリアフリー化の状況等

- 文部科学省調査によると、近年、新築や増築等を実施した一定規模（2,000 m²以上）の公立小中学校等のうち、エレベーター、多機能トイレ、スロープのいずれも整備している施設は約9割となっている。
- 他方、文部科学省において、既存の学校施設について、避難所に指定され、要配慮者の利用が想定される公立学校のバリアフリー化の実態を調査したところ、平成31年4月1日現在、スロープ等の設置により段差が解消された校舎は66.6%、多目的トイレが設置された校舎は65.2%、また、スロープ等の設置により段差が解消された屋内運動場は63.8%、多目的トイレが設置された屋内運動場は37.3%となっている。
- また、学校設置者等がバリアフリー化を推進していく上での課題として、主に以下のような意見があった。
 - ・ 屋内運動場が避難所になることが多く、校舎だけでなく、屋内運動場も、障害者等に配慮したトイレの設置などのバリアフリー化が必要である。
 - ・ 洋式トイレでないと使用できない方もいることから、トイレの洋式化はバリアフリー化の視点からも重要となる。
 - ・ 学校敷地内あるいは駐車場から建物までの経路に段差等が生じている学校もあり、建物内の各教室等までの経路はもとより建物外の経路の移動等円滑化も進めていくことが必要である。
 - ・ 近年多発している水害からの避難を考えると上階への移動等が必要な場合があり、その際、全ての人々が安全に移動できるよう、様々な障害の特性を踏まえたバリアフリー化が求められている。
 - ・ 既存のバリアフリー化の整備内容が、ニーズに的確に対応した仕様等になっているかの点検・検証が必要である。
 - ・ 学校の特長や利用者の利便性を踏まえれば、各階に障害者等に配慮したトイレの設置が理想的である。バリアフリー法の移動等円滑化基準や現場の実態等も十分考慮し

た上で、今後、学校施設のバリアフリー化の目指すべき姿や標準的に備えるべき姿を議論し、学校施設バリアフリー化推進指針に反映していくことを検討する必要がある。

- ・ 文部科学省のエレベーターの整備に係る建築単価を実情に合わせることや改修の補助率の嵩上げが必要である。
- ・ 公立学校施設のバリアフリー化を一層推進していく上でも、エレベーターの維持管理に係る費用負担の軽減が不可欠である。
- ・ 小規模な地方公共団体の教育委員会には技術職員が不在の場合があり、学校施設のバリアフリー化を一層推進していくためには、技術的なサポートが必要である。

3. 学校施設のバリアフリー化推進の基本的な考え方

- 「誰一人取り残さない (No one will be left behind.)」⁸持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、互いを認め、支え合い、誰もが自信と誇りをもって社会に参画し、性別や国籍の違い、障害の有無などに関わらず、人々がともに、安全・安心に生き生きと暮らしていくために、その基盤となる学びの環境整備を力強く推進することが重要である。
- 2. に示した学校施設のバリアフリー化の状況のうち、既存施設の状況に目を転じると、多様な児童生徒や教職員、保護者、地域の方々等が円滑かつ安全・安心して利用する上で必ずしも十分に整備されているとは言い難いものであることから、学校を取り巻く様々な社会情勢等を踏まえた基礎的な条件整備として、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化を一層推進する。その際、様々な障害の特性にも考慮しつつ、校舎や屋内運動場など建物内部だけでなく、建物間や駐車場から建物までの経路等も含めて学校内の円滑な移動が確保できるようバリアフリー化を目指すことが重要である。
- こうした基本的な考え方に立ち、今後、本協力者会議において、学校施設におけるバリアフリー化の目指すべき理想的な姿や、標準的に備えるべき姿を議論するとともに、バリアフリー化の整備目標の検討を進める。この際、障害のある児童生徒等への対応はもとより、学校施設が災害時の避難所であるなど地域コミュニティの拠点としての役割も果たすこと等も考慮し検討する。

4. 学校施設のバリアフリー化を一層加速していくための方策（緊急提言）

（1）国における方策

①バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定・周知と進捗状況の公表

- 国においては、バリアフリー法の改正を踏まえ、公立小中学校等を中心として、全国の学校施設におけるバリアフリー化の実態について、校舎と屋内運動場、校門等から建物に至る経路のそれぞれの実態を的確に把握するとともに、今後のより有効な支

⁸「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」のスローガン。

援施策につなげるよう、これまでの国のバリアフリー化施策の課題点を整理すること。

また、これらを踏まえ、公立小中学校等を中心として、国として、バリアフリー法の次期目標期限である令和 7 年度末までの 5 年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を設定すること。整備目標の設定に当たっては、各学校設置者の実態を踏まえたものとなるよう配慮すること。

さらに、都道府県と連携して進捗状況について定期的にフォローアップし公表するなど、学校設置者の取組を促進すること。

②学校施設のバリアフリー化に対する支援策の充実

- 国においては、バリアフリー化が一層加速していくように、財政支援について、以下のとおり、制度的な充実を図り、必要な予算の確保に努めること。
 - ・ バリアフリー法の改正を踏まえ、既存の学校施設のバリアフリー化のための補助制度について、補助率の嵩上げなど、具体的にバリアフリー化を促進するための制度的な対応を検討すること。
 - ・ 公立学校施設のエレベーターの整備に係る建築単価について、現場の実情を踏まえ、所要の経費を適切に反映したものに改定するなど、支援の充実を図ること。
 - ・ 公立学校施設のエレベーターの設置などバリアフリー化後に適切な維持管理が行えるよう、必要な地方財政措置を行うこと。
 - ・ このほか、都道府県から市町村に対する財政支援などの仕組みが構築されるよう、好事例を収集し働きかけを行うこと。

③学校施設のバリアフリー化推進のための普及啓発や技術的支援

- 国においては、技術的知見の少ない地方公共団体においても、バリアフリー化に係る整備が行えるよう、学校設置者を対象とした研修会やセミナーの開催、バリアフリー化の好事例の横展開等を通じて、学校施設のバリアフリー化の普及啓発に取り組むこと。また、学校施設のバリアフリー化に関する相談窓口を設置し周知を図るなど、都道府県と連携し学校設置者の取組を技術的に支援すること。さらに、建築の専門知識を有する職員が不在の教育委員会においても建築担当課と連携しつつ、学校施設のバリアフリー化が円滑に行えるよう、国土交通省の協力を得て取り組むこと。
- 国においては、学校設置者が、教育振興基本計画や学校施設の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）等への今後の適時の反映も含めて、優先順位をつけながら、着実にバリアフリー化を進めるための計画を策定できるよう、好事例を収集し普及啓発を行うこと。

④学校施設の周辺も含めた面的・一体的なバリアフリー化の推進

- バリアフリー法において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区につ

いて、移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）又は移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成するよう努めるものとされている。

国においては、これらの移動等円滑化促進方針及び基本構想に基づき、学校施設にアプローチする通学路等も含めて、面的・一体的なバリアフリー化が推進されるよう、文部科学省と国土交通省とが連携し、積極的な普及啓発を行うとともに、必要な財政支援を行うこと。

⑤学校における心のバリアフリーの推進

- 国においては、学校施設のバリアフリーだけでなく、コミュニケーションによって障害者を含むすべての人の相互理解を深めるなど、心のバリアフリーについても推進されるよう、引き続き地方公共団体へ好事例の普及啓発を行うこと。

（２）学校設置者等における推進方策

①バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定

- 学校設置者においては、改正法の趣旨や附帯決議等を踏まえ、とりわけ、公立小中学校等を中心に、所管する学校施設のバリアフリー化の実態について、配慮を要する児童生徒や教職員の在籍や避難所指定の状況等を含めて的確に把握すること。その上で、それらの実態や、今後国が設定する整備目標も踏まえ、バリアフリー化に関する整備目標を設定すること。

②学校施設の計画的なバリアフリー化等

- 学校設置者においては、設定した整備目標を教育振興基本計画や個別施設計画等の中長期的な計画に今後適時に反映することも含めて、バリアフリー化に関する整備計画を策定し、それに基づき、国の財政支援制度を積極的に活用するなどして、学校施設のバリアフリー化に関する整備を計画的に行うこと。⁹その際、新增改築時のバリアフリー基準の適合はもとより、既存施設のバリアフリー化に関する整備を着実に行うこと。

同時に、学校設置者においては、バリアフリー化された学校施設等を活用しつつ、心のバリアフリーの推進にも努めること。

③都道府県におけるバリアフリー化推進のための普及啓発や技術的支援

- 都道府県の教育委員会（以下、本項目において「都道府県」という。）においては、広域人事など市町村（特別区及び組合を含む。以下、本項目において同じ。）間の調整や小規模市町村に対する支援を行うなど、市町村の自主性を尊重しつつ、教育の質

⁹ 策定した整備計画を実効性の高いものとするためには、学校施設のバリアフリー化を、個別施設計画策定時の実態把握のための評価項目に位置付けることや、学校評価における評価項目、指標として設定することも考えられる。

の保証・向上に責任を果たしていくことが求められている。そのような中、先進的な取組を行う都道府県では、域内のバリアフリー化を一層推進するため、以下のような方策を積極的に講じている。

都道府県においては、これらの方策を参考にしつつ、域内市町村も含めた学校施設のバリアフリー化が加速していくよう方策を講じること。また、都道府県私立学校主管部局においても同様に、所管する私立学校施設のバリアフリー化の推進が図られるよう、普及啓発に努めること。

(域内市町村のバリアフリー化を推進するために都道府県が独自に講じている方策)

- ・ 都道府県の条例¹⁰で学校施設のバリアフリー化を義務化
- ・ 域内市町村の財政負担を軽減するために、都道府県独自の財政支援の仕組みを構築
- ・ 域内市町村の教育長等からバリアフリー化の対応方針をヒアリングするなど、市町村の取組を積極的に促進
- ・ 域内市町村の担当者を集めた研修会を開催しバリアフリー化の技術面の課題をフォロー

¹⁰ バリアフリー法第 14 条第 3 項に基づく委任条例によるもの